

平成 2 6 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員

監 査 第 1 0 号

平成27年3月20日

志 摩 市 長 様
志 摩 市 議 会 議 長 様
各 部 署 (局 ・ 室 ・ 所 ・ 施 設) 長 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 上 村 繁 子

平成26年度定期監査結果報告書(後期)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 別	1
2. 監 査 の 対 象	1
3. 監 査 の 方 法	1
4. 監 査 の 主 眼	1
5. 監 査 の 期 間	1
6. 監 査 の 結 果	2
全 般 的 共 通 事 項	3
各 部 署 に 関 す る 事 項	4
(総 務 部)	4
(生 活 環 境 部)	5
(健 康 福 祉 部)	5
(上 下 水 道 部)	6
(病 院 事 業 部)	7
(教 育 委 員 会 事 務 局)	7
(監 査 委 員 事 務 局)	9

1. 監査の種別 定期監査

2. 監査の対象

部名等	課名等
総務部	浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所
生活環境部	迫間文化会館、エコフレンドリーはまじま
健康福祉部	磯部保健センター、立神保育所、志島保育所、甲賀保育所、安乗保育所、ひまわり保育所、ひのでが丘保育所、下之郷保育所、磯部子育て支援センター、磯部幼保給食センター
上下水道部	水道工務課
病院事業部	志摩市民病院、浜島診療所
教育委員会事務局	食育課、磯部分室、市立図書館、歴史民俗資料館、迫間教育集会所、鵜方小学校、神明小学校、立神小学校、志島小学校、甲賀小学校、国府小学校、安乗小学校、磯部小学校、成基小学校、的矢小学校
監査委員事務局	監査委員事務局

3. 監査の方法

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

4. 監査の主眼

平成25年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて平成26年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。特に、「事務事業について内部統制が図られているか」「時間外勤務の状況」を重点監査項目として監査を行った。

5. 監査の期間

平成26年11月11日から平成27年1月23日まで

6. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には指摘・注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反 ②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

《全般的共通事項》

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、平成24年2月に制定された「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。
- (2) 備品については、「志摩市会計規則」により備品台帳を備え付け管理することとなっており、全庁的に備品台帳の整備がなされている。しかし、一部の部署において購入物品の記載漏れが見受けられたため、適正に事務処理されることを要望する。
- (3) 文書管理については、「志摩市文書管理規程」で具体的に処理方法が示されている。しかし、今年度も多くの部署において決裁年月日の記載漏れ等、適正に事務処理がなされていない状況が引き続き見受けられた。今後は文書管理規程等に一層留意して処理されるよう要望する。
- (4) 未収金対策については、各部署で市税等滞納債権の縮減に対応、苦慮されているが、今後ますます市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平公正な市政運営の推進を図ることが、重要である。引き続き「未収金対策検討委員会」において、勉強会を実施し、市として、保有している債権を、どのように管理、処理すべきなのか、市全体で統一した認識を持ち、情報を共有する体制の確立に努められたい。
- (5) 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、依然として多くの職場では特定の職員に業務の集中が見られる。各所属内での応援体制や事務分担の適正化と平準化を図るとともに、市役所全体としての問題と捉え、職員の健康管理面のみならず、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、全庁的に時間外勤務の縮減に向けた抜本的な取組みに努められたい。

《各部署に関する事項》

【 総 務 部 】

（ 浜 島 支 所 ）

- (1) 補助金交付事務について、平成24年度の補助金交付確定の書類が平成25年度の簿冊に綴られていた。文書收受の日付で整理するのではなく、補助金交付の一連の過程が分かるよう年度別に整理するよう改められたい。 **【注意事項】**
- (2) 随意契約である各種委託契約について、施行伺い時に設計書が未添付であった。今後は「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

（ 大 王 支 所 ）

- (1) 補助金交付事務について、平成25年度の補助金交付確定の書類が平成26年度の簿冊に綴られていた。文書收受の日付で整理するのではなく、補助金交付の一連の過程が分かるよう年度別に整理するよう改められたい。 **【注意事項】**

（ 志 摩 支 所 ）

- (1) 随意契約事務(施設修繕工事)において、施行伺に設計書が添付されていなかった。今後は小額の工事であっても設計書を作成し添付されたい。随意契約事務については「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**
- (2) 公用車運行簿の記入漏れ等が見受けられた。「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

（ 磯 部 支 所 ）

- (1) 随意契約事務(山田コミュニティセンター清掃業務)において、施行伺及び随意契約理由書が作成されていなかった。今後は、随意契約理由書を作成し施行伺を取る。随意契約事務については「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【指摘事項】**
- (2) 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳格な管理が必要であるため、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。また、文書管理目録に未記載であったため、「志摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

【生活環境部】

(人権啓発推進課)

○迫間文化会館

- (1) 公用車運行簿の記入漏れ等が見受けられた。「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(エコフレンドリーはまじま)

- (1) 公用車運行簿の記入漏れ等が見受けられた。「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【健康福祉部】

(健康推進課)

○磯部保健センター

特になし

(子育て支援課)

○立神保育所

- (1) 備品台帳の簿冊に、平成25年度末現在の備品一覧表が綴られていなかったため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

- (2) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○志島保育所

- (1) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○甲賀保育所

- (1) 保護者等からの寄附については、物品等で寄附されるよう保護者会等と相談されたい。

【意見】

- (2) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○安乗保育所

- (1) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○ひまわり保育所

- (1) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○ひのでが丘保育所

- (1) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○下之郷保育所

- (1) 給食の安全性を確保するには衛生管理の徹底が重要である。現在使用されている「保育所給食衛生自主点検表」は、所長等の確認印欄が無く確認状況が不明確なため、様式について所長会議等で検討されたい。 **【意見】**

○磯部子育て支援センター

- (1) 公用車運行簿の記入漏れ等が見受けられた。「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

○磯部幼保給食センター

- (1) 各種業務の随意契約事務について、施行伺に設計書が添付されていなかった。今後は、小額の業務であっても設計書を作成し添付されたい。随意契約事務については「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【上下水道部】

(水道工務課)

- (1) 公用車運行簿の記入漏れ等が見受けられた。「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【病院事業部】

(志摩市民病院)

- (1) 経営改善を図るため指定管理者の公募を実施したが応募者が無く、次年度以降も直営での病院経営が継続されることとなった。現状では恒常的な医師・看護師不足が続いており、市民の望む医療体制を早急に構築することは困難ではあるが、医療と経営が一体となり組織として病院改革に取り組むよう要望する。 **【意見】**

(浜島診療所)

- (1) 随意契約である各種委託契約について、施行伺い時に設計書が未添付であった。今後は「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

【教育委員会事務局】

(食育課)

- (1) 平成23年度から整備を進めてきた「志摩市学校給食センター」が完成し、平成25年9月より市内全域の小・中学校へ同じ給食が提供されるようになった。現存する旧施設についても管理は適正に行っているが、中には老朽化が激しい施設もあるため、取壊しも含め計画的な跡地利用について検討されたい。 **【意見】**

(生涯学習スポーツ課)

○磯部分室

特になし

○市立図書館

- (1) 乳幼児期の情操教育に有効とされる「読み聞かせ会」の実施やボランティア団体の協力による工作教室の開催など、親しまれる図書館づくりにむけ積極的に事業展開していることは評価できる。また、昨年度は県下図書館で初めて電子書籍の提供を開始するなど図書館機能の整備も図られた。今後も市内各図書室も含め、利用者の拡大に向け、さらに魅力ある図書館運営に努められたい。 **【意見】**

○歴史民俗資料館

- (1) 随意契約締結事務について、根拠条例の適用誤り等が見られた。また、「歴史民俗資料館図録作成業務」において、施行伺い時に設計書が未添付であった。今後は「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考に、適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(学校人権教育課

○迫間教育集会所

特になし

○鷺方小学校

特になし

○神明小学校

特になし

○立神小学校

特になし

○志島小学校

特になし

○甲賀小学校

特になし

○国府小学校

特になし

○安乗小学校

特になし

○磯部小学校

- (1) 郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳格な管理が必要である。「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。 **【注意事項】**

○成基小学校

特になし

○的矢小学校

特になし

【監査委員事務局】

特になし